

三豊市監査委員告示第10号

平成21年度定例監査の結果に関する報告(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年10月6日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 金丸 勉

三 総 総 第 942 号  
平成 21 年 9 月 25 日

三豊市監査委員 糸 川 昇 様  
三豊市監査委員 金 丸 勉 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 21 年度定例監査結果に関する報告(第 1 回)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (是正事項)	措置の内容
財田保育所 (子育て支援課)	一部保育所修繕工事において、三豊市契約規則・三豊市建設工事執行規則及び三豊市会計規則に照らして不適正な事務処理が行われている。早急に是正措置を講じること。	<p>是正措置</p> <p>(1)三豊市契約規則、三豊市建設工事執行規則及び三豊市会計規則に基づく予算執行基準(別紙のとおり)を作成し、各保育所に配布して事務改善を図っており、更に指導の徹底を図っていく。</p> <p>(2)決裁者は徹底した事務処理確認を行い、責任のある決裁を行っていく。</p> <p>(3)子育て支援課内に施設管理担当者を配し、チェック体制を強化している。</p>
会 計 課		<p>(1)三豊市会計規則第35条に支出負担行為の整理区分が規定されており、その時期、範囲、添付書類が別表第3に示されているところであるが、そのより具体的な運用等について、別表第3の補足として節別添付書類一覧表を示しているところである。</p> <p>平成20年6月に説明会を開催し、伝票起票時の適正確実な事務執行を促したところであるが、再度、掲示板・新着情報で周知した。</p> <p>また、来年度当初予算編成説明会時にも説明、周知徹底を図っていく。</p> <p>(2)会計管理者、課長による審査はもちろんのこと、各決裁者は、責任を持って決裁をする。</p>